

2010 年度英国政府税制改正案

財務相は来る総選挙を睨み、従来よりも一層政治色の強い内容の2010年度英国税制改正案を発表しました。ここでは、個人および会社のビジネスに影響を与える事項を解説いたします。



2010年3月24日のアリスター・ダーリン財務相のバジェット・スピーチは、英国経済が直面している不況や増大する財政赤字の急上昇という背景を抱え、総選挙前の状況下で発表されました。当然ながら、間近に迫った総選挙を視野に入れつつ、従来よりも政治色の一層濃いスピーチとなりました。

ダーリン財務相自身、英国経済は「岐路に立っており」、「経済回復を確実にもたらし」、必要なところに「的を絞った支援」を提供するバジェットを発表することを述べていました。この予算案の目玉は、銀行員のボーナスに係る一時課税からの税収が予想以上であったため、これを主な財源とした中小ビジネスに対する25億ポンドのパッケージです。

財務相のスピーチは、ニュースのヘッドラインを飾るような目を引く税制改正には欠けるものの、財務省は161ページにわたり71項目からなる具体的な予算ノートを作成しました。改正項目のうちのいくつかをここでとりまとめてあります。

抜本的な新たな税制改正はなかったものの、前回のバジェットで導入され、施行が繰延べられていた改正が2010年4月(およびそれ以降)から、実施されることを忘れてはなりません。

経済および財政見通し

財務省は2010年度の経済成長率の見通しを、昨年12月の2009年プレ・バジェット・レポート(PBR)で示した1-1.5%のまま維持しています。しかし、2011年度の成長率を3.25-3.75%から僅かに下方修正し3-3.5%としています。これにより2011年度の財務省見通しは英国中央銀行の見通しに近づくことにはなりますが、依然として同年の成長率を2.1%としている独立機関による予想平均よりをずっと上回っています。財務省による2012から2014年度中期経済見通しは、前回同様平均3.25%-3.75%としています。この中期経済成長率見通しは、同年の成長率を2.5%と予想している独立機関の平均予想と比較すると楽観的な見通しとなっています。

公共部門の正味借入予想は、PBRから下方修正されましたが、絶対額は依然高い水準に留まっています。2009/10年度における1,780億ポンド(GDPの12.6%)の予測は、1,630億ポンド(GDPの11.8%)に引下げられ、一方2010/11年度におけるPBR時の1,760億ポンド不足予想額(GDPの12%)は、1,630億ポンド(GDPの11.1%)に引き下げられました。税収額が予想より多く、社会保険の給付負担額が予想より低かったことが主に起因してこの修正が行われました。中期的な不足額の予想もまた、短期的な不足予想額ほどではありませんが、縮小されました。

暫定的な財政対策の目標としては、GDPに対する公共借入額の割合を4年間で半分にすることです。現時点で2013/14年における対GDPの割合は5.2%と予想されていますので、2009/10年度の対GDP比11.8%から半分以上低くなっています。財務相がスピーチの中で示唆したように、成長率が予

想より高くなった場合には財政赤字予想額はさらに低くなるとしています。しかしその反対もまた事実であることには、あえて触れていません。成長率が予想率を下回った場合(大方は下回る確率が高いと予想していますが)、財政不足額が減少するのは財務相の予想よりも長期にわたると思われれます。

正味公共負債は2014/15年度にGDPの75%あたりでピークを迎え、その後安定するものと財務相は予想しています。これは国際通貨基金(IMF)によるG7の予想平均とほぼ同様となっています。ここでもまた、公共負債は経済成長率が財務相の予測を上回るか、または下回るかによって異なってきます。

2010年度税制改正案の中には数多くの税務および財政支出に関する措置が盛り込まれていますが、そのほとんどは財政上の影響が少なく、両方合わせても財政上はほぼ変化がないでしょう。概して、これらの措置は2010/11年度に140億ポンド(GDPの0.1%)の正味財政緩和、2011/12年度に2千億ポンド、2012/13年度に7千億ポンドの正味財政緊縮となっています。この程度の規模では総じて政府の財政赤字あるいは経済成長率へ与える影響はほとんどないと言えるでしょう。

総体的に、総選挙の結果がどうであれ、追加増税または財政支出削減あるいはその両方により財政を一段と引き締めていくことが必要であると引き続き予想されます。

個人に係る税制

本予算案の主な焦点は今後の経済をいかに活性化するか当てられており、租税回避の施策については言及する以外従業員報酬制度や所得税に関しては近年はじめて大きな改正が発表されない予算案となりました。2010年予算案の概要は以下の通りです。

従業員信託(Employee benefit trusts)

基従業員信託やそれ以外のしくみを活用することで報酬を「擬装」し、税ならびに社会保険料を回避する行為を防止する施策を講じることを政府は発表しています。これに関する税法は2011年4月6日からの施行を予定しているものの、その詳細やタイミングについては明らかにされていません。

Employer-financed retirement benefit schemes (EFRBS)

EFRBSとして知られる退職金給付年金スキームは上記従業員信託の一種であり、今後EFRBSに対してどのような施策が講じられるかは未だ明らかにされていません。この件につき、今後数ヶ月の間に進展があることが予想されるため、内容については随時ご報告いたします。

Geared growth arrangements の諮問

当初の価値は小さいものの急成長によるハイリターンが期待できる株式を利用した従業員報酬制度で、課税が所得税ではなくキャピタルゲイン税の対象となるようなプランに関する諮問が開始される予定です。

Company share option plans (CSOPs)

2010年3月24日より、英国歳入関税局(HMRC)認可株式オプションプランCSOPを使用した、上場会社子会社の非上場株式オプションの付与に対する規制が設けられることとなりました。2010年3月24日以前に付与されたオプションは当該規制の対象とはなりません。3月24日以降、このようなストックオプションの付与は出来なくなります。これらCSOPを持つ会

社は、6ヶ月以内に当該プランの修正を行う必要があります。対象となるプランは概して、初期価値は低いが高成長が期待できる子会社の株式を使用し、キャピタルゲイン税の低税率メリットを享受するために作られたものがあげられます。

Share incentive plans (SIP)

法人税上の優遇措置を主目的あるいは主目的のひとつとし、HMRCの認可を受けた株式インセンティブプラン(SIP)への拠出を行っている会社は2010年3月24日以降、法人税控除を受けることができなくなります。これは、従業員への配布目的ではなく自社株を買い上げたり、また意図的に株式価値を減少させるような施策を阻止することを目的としています。このような目的以外でSIPを活用する多くのケースに対しては、影響はありません。

租税回避の情報開示の条項

HMRCは2010年秋以降、租税回避の情報開示規制(Tax avoidance disclosure -TAD)に関する改正を実施する予定です。改正の目的はHMRCへの情報の流れを改善、および不遵守の場合における罰則の新設あるいは拡大にあります。本件に関する諮問はすでに数ヶ月に渡って行われており、HMRCはその内容を受けて今後の対応策を発表しました。諮問にて重大な懸念とされた罰則適用拡大に対してHMRCは考慮を与えています。しかし、最大の懸念として挙げられているのは、様々な雇用に関連するプラン(例えば、2010年3月24日財務省発行Press Notice 3にて言及された新最高税率50%を回避するために作られたプラン)への適用であり、これによりHMRCへの情報の質に著しい改善が見込めないにもかかわらず雇用主のコンプライアンス責務をさらに増大させるということが指摘されています。

その他の予算案の内容

高額所得者に対する企業年金

税前年収13万ポンド以上の高額所得者に対して年金法の改正が適用されることが発表されています。

初期諮問を受け、政府は今後の対応につき発表を行いました。その中では、スキーム管理者の役割として従業員に対し申告書作成に必要な計算を行うこと、また状況によっては従業員負担分税務の支払いを行うことなどが含まれています。

実務上想定される問題点については現段階では討議されておらず、簡素化を望む個人・企業にとっては物足りない発表となりました。

銀行支払賞与税

本賞与税の対象外とされる、特定のタイプの会社や組織、また一定の報酬(間隔において支払われるものや将来の業績に基づき支払われるもの)などにまつわる幾ばくかの詳細が明らかにされた以外、予算案においては目新しい内容は公表されませんでした。改正案の詳細は、2010年財政法に盛り込まれる見込みですが、それまでの動向を注意深く見守る必要があるでしょう。

駐在員税務

今回の予算案では、駐在員税務に関して目新しい言及はありませんでした。2008年財政法により導入された規制の実務適用が未だに確定していないものがあるため、この分野でのさらなる改正は見送られています。例えば単一雇用契約において英国ならびに英国外での任務に携わる従業員で、かつ英国に

おける通常でない居住者(Resident but not ordinarily resident)に対する税務取り扱いは現在、通達書Statement of Practice 1/09が適用されており、この法律化は2011年以降とすることが公表されています。財務省の報告書では、居住者判定を活用した租税回避を取り締まり、法廷にて討議の結果勝訴に至った最近の成功例をあげています。居住者の概念は主に100年以上前の判例を基にしており、またHMRCのガイダンスも単純な事例のみしか扱っていないため、どのような状況において英国にて居住者として判定されるかを納税者が理解するのは容易ではありません。このためHMRCの委員会では居住者形態の判定を法律化する必要があるか否かにつき検討中ですが、タイミングを含め詳細については明らかにされていません。

Enterprise management incentive (EMI)

EMIのルールにより一人当たり12万ポンド相当までであれば税効果の高いストックオプションを、認可を受けた中小企業の従業員に対して付与することが可能です。これまでEMIの適用は、もっぱら英国において事業を営む、あるいは主に英国にて事業を営む企業に対してのみであったものの、この予算案により、英国に恒久的施設を持つ企業においても適用が可能となりました。

社用車

2010年4月6日から2015年4月5日までの5年間は、走行中どのような状況においても二酸化炭素を排出しない社用車またはバン乗用車は非課税扱いとすることが発表されました。また、同5年間で、二酸化炭素の排出量が75mg/km以下の社用車に対するベネフィット計算は、車両価格の5%とすることを発表しました。

チャイルドケアバウチャー

サラリーサクリファイスの一環としてチャイルドケアバウチャーを供与する際、英国最低賃金レベルの報酬を受ける従業員を除外してしても、税務および社会保険料の免税措置に影響を与えないこととなりました。これまで、免税適用の条件として、「全従業員に対して供与される」必要がありました。この新措置の適用は2005年4月5日に遡及して行われます。

源泉徴収所得税(PAYE)

HMRCでは、源泉徴収遅滞または申告漏れが過去にあった企業または雇用主に対し担保を提供させることを思索しており、これに関する諮問が行われることが公表されました。支払いの猶予につきHMRCとすでに交渉を行っている会社は対象外となります。

法人税

資本の払い戻し

資本の払い戻しがそれが資本の性質であることから、英国の配当非課税制度の適用が受けられないという問題を解決する新規定が(次期国会時において)導入されることが確認されました。これにより配当非課税制度の適用を受けれることになり、この取り扱いは過去に遡及適用されず。ただし、適用受けないとする選択もできるようになります。

デット・キャップルール

各関係者との諮問を経て、デット・キャップルールの曖昧であった箇所の取り扱いを明確化し、

本来の立法趣旨を反映できるよう、多くの変更がなされています。

アニュアル・インベストメント・アローワンス(AIA)

2010年4月1日より、適格資産に対する資本的支出のAIAは年間10万ポンドと倍増になりました。個人所得税法上は2010年4月6日からの適用となります。しかし、一定の租税回避スキームにより損失を生じさせた場合には、AIAによる損金計上を否認するといった新たな租税回避防止規定が導入される予定です。いままでの40%の初年度償却(FYA)の適用延長はありません。

低排出車両の優遇税制

プレバジェットレポートにて発表されましたように、CO₂を排出しない新規取得車両について、100%初年度償却の適用があります。当該規定は2010年4月1日から2015年3月31日(個人所得税においては2010年4月6日から2015年4月5日)までに支出した費用について適用が認められます。

同時に、ゼロ排出車両を提供された従業員に対する優遇税制はなくなり、75g/km未満のCO₂排出車両を提供された従業員に対する優遇課税所得算入率は5%に減額されます。これらの措置は2010年4月6日から2015年4月5日まで適用されます。

間接税

印紙税

居住用不動産

今回の Budget は、2010年3月25日から初めて居住用不動産を購入する場合には、不動産価値25万ポンドまでの不動産の購入に対し、2年間印紙税(SDLT)が免除されることになりました。この免税措置の財源を供給するために、2011年4月6日から、百万ポンドを超過する住宅の購入に関して、5%の印紙税が課税されることとなります。

VAT

17.5%のVATレートは変更されませんでした。いくつかの改正が発表されました。

- 2011年1月1日より、ロイヤルメールによる郵便サービスについて、認可料金以外の料金で提供するもの(例えば Parcelforce)、及び相対で交渉された価格等の条件に基いて提供されるものについては、VAT 免除制度が廃止され、17.5%のVATが課税されることとなりました。
- VAT ゼロレートの適用対象となる航空機の定義が、2010年9月1日より変更され、“国際ルート”を主要業務とする航空会社”によって使用される場合のみとなります。
- 不正防止のため、排出権の販売について2010年11月1日からリバースチャージ制度が適用されることとなります。これにより、顧客の方でVATが計上されこととなり、中間取引におけるゼロレート適用はなくなります。

- “Lennartz”原則とは、納税者が商用および私用の双方に使用する不動産、ボート、および航空機の購入に関わるVATについて購入時に還付を受け、その後私用目的の使用に応じてVATを支払う制度ですが、この制度が停止される取り除かれることになりました。
- 燃料スケールに関するVATチャージのルールが改正され、2010年5月1日から導入される予定です。
- VAT登録が必要となる年間課税売上高が2010年4月1日以降年間7万ポンドまでに増加されます。

PBR2009で公表されたように、2010年3月29日以降始まる会計年度について、Bingo税率は22%から20%まで減少されます。一方、2010年3月26日からの新しい免許について、アミューズメントマシンの免許税が増加されます。そして、ゲーミングデューティのバンドは2010年4月1日からのインフレに沿って増加されます。

サスティナビリティと環境保全税

今回 Budget では環境保全に関する項目は驚くほどわずかでした。財相はスピーチで、最近メディア報道された「グリーンバンク」計画に言及しました。この計画は、再生可能資源ビジネスへの資金供給手段を創出するものとして歓迎される一方、そうするためのメカニズムは限定的なものとなっています。

このこれ以外に、環境保全目的の間接税増税と新しい環境保全税の導入が、以下の通り発表されました。

- 2010年10月1日より、地上通信線税(物理的な電子通信ネットワーク)が1線あたり、毎月50pで導入されます。
- 埋立税レートの増税、及び低レートチャージされているもの見直し
- 気候変動対策税の増税
- 採石税レートの増税
- 炭化水素油デューティ率に関する改正
- 2010年11月1日以降の旅行(既に航空券を予約している場合を含む)に対する航空乗客税の増税

昨年12月のプレ・バジェットで導入された税制改正点

法人税

- 50,000ポンドの損失を3年間を限度として繰り戻しができる措置は、2010年11月23日に終了する会計期間をもって適用が終了します。
- 英国の関連法人グループの利子費用と、当該グループの全世界の負債との差額を基準として、グループ内の英国利子控除を制限するデット・キャップは、2010年1月1日より適用開始となっています。
- 2010年1月26日付け英国政府の諮問文書の中に、2011年の財政法において、タックスヘイブン税制(CFCルール)の改正を盛り込むことが含まれています。

A Budget for growth, Darling? The Chancellor's Budget Report 2010

- 2011年4月1日以降提出する税務申告書(2010年4月1日以降終了事業年度)はオンラインで提出し、電子手段で納税しなければなりません。iXBRLによる申告は税務申告書のみでなく、添付書類もそれによらなければなりません。
 - 英国法人に適用されるパテント・ボックス制度は、2011年財政法の一環として導入される予定で、当制度の下で2013年4月1日以降登録された特許に対して、その日以降発生した所得に10%の軽減税率を適用するというものです。
 - 産業用/農業用/ホテル用建物に対する控除は1%へ引き下げられ、2011年からは全面廃止となります。
- 段によって行うことが義務付けられます。また、2012年以降はすべての納税者がこの義務の対象となります。

今回の2010年度税制改正案に関するご質問、あるいは詳細な情報に関してましては、下記の担当者までお問い合わせ下さい。

金 保仁
+44(0) 207 804 6737
bo.in.kim@uk.pwc.com

杉山 裕一
+44 (0) 20 7804 0210
yuichi.x.sugiyama@uk.pwc.com

福田 有紀子
+44 (0) 20 7804 9207
yukiko.fukuda@uk.pwc.com

小坂 淳子
+ 44 (0) 20 7212 6589
atsuko.kosaka@uk.pwc.com

岩崎 音靖
+44 (0) 121 265 6607
onsei.x.iwasaki@uk.pwc.com

間接税

年間売上高が10万ポンド超の事業者、及び新たに登録された事業者(売上高問わず)に対して、VAT申告をオンラインで行うこととVAT支払いを電子的手

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and to the extent permitted by law, Pricewaterhousecoopers LLP, its members, employees and agents accept no liability, and disclaim all responsibility, for the consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

PricewaterhouseCoopers provides industry-focused assurance, tax, and advisory services to build public trust and enhance value for its clients and their stakeholders. More than 155,000 people in 153 countries across our network share their thinking, experience and solutions to develop fresh perspectives and practical advice.

© 2010 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.